

サテライト事業所(出張所)の取扱いについて

令和6年7月 広島県医療介護基盤課

1 目的

本県におけるサテライト事業所(出張所)の取扱い内容や届出方法について定め、介護サービスの質の確保を図ることを目的とする。

2 サテライト事業所(出張所等)を行う場合の基準

事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

(1) サテライト事業所(出張所等)を行う場合の原則

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術的指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や出張所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合には、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理、損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

(2) 人員配置、設備要件等

(訪問介護、訪問看護、訪問リハの場合)

区分	
1 人員	<ul style="list-style-type: none">・ 管理者は主たる事務所に配置すること。(訪問介護についてはサービス提供責任者を含む。)・ 勤務表は主たる事業所とサテライト事業所(出張所等)に分けて作成し、それぞれの勤務時間を合算して常勤換算 2.5 以上であること。(訪問リハの場合は、主たる事業所とサテライト事業所にそれぞれ 1 以上配置すること。)・ サテライト事業所(出張所等)のみで常勤換算 2.5 以上を満たす場合は、原則として指定を受けること。(訪問リハは除く。) ※ 一定規模以上のものについては、人事管理や技術指導など事業運営の効率の面からも独立した事業所として運営することが望ましいこと及び常勤換算 2.5 以上は指定の要件であるため。
2 設備	<ul style="list-style-type: none">・ 事務室(相談スペースを含む)及び手指消毒のできる設備。・ サテライト事業所(出張所等)でサービス記録等の一時的な保存は可能であるが、施錠可能な保管庫に保管する等個人情報等を厳正に管理できること。・ 従業者が感染源となることを予防し、また、従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染予防のための備品を備えること。

3 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる事業所からの移動時間が原則として 20 分以内を基準とする。 ・ 特別地域加算の該当地域でない場合でも設置可。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。 ✓ 主たる事業所との間で従業者の相互支援が行われる体制が可能な範囲であること。 ・ 指定権者の異なる地域への設置は、一体的な指定・指導が困難であるため原則として認めないものとする。
4 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者、家族の相談業務 ② 介護支援専門員等他職種との会議 ③ 個別サービス計画書の作成、サービス提供記録の作成 ④ 利用者宅への直接訪問
5 報酬上の評価	出張所等からサービス提供する従業者を特定し、該当する従業者のみ出張所の地域区分で算定する。 [訪問介護の出張所に係る地域区分の適用]【介護サービス関係 Q&A 集 通番 414】
6 その他	地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、サテライト事業所(出張所等)の設置の合理的な理由があること。

(通所介護の場合)

区分		
1 人員	管理者	本体事業所+サテライト事業所で常勤専従 1 人
	生活相談員	本体事業所+サテライト事業所で、サービス提供日ごとに、サービス提供時間数に応じて 1 以上必要となる数 サービスの質の低下を防ぐ目的により、配置することが望ましい。
	看護職員	① 本体事業所及びサテライト事業所において、単位ごとに、それぞれ 1 以上、看護業務に必要な時間配置 ② 提供時間帯を通じての連携体制を確保
	介護職員	① 本体事業所及びサテライト事業所において、それぞれ単位ごとに提供時間数に応じて専従の介護職員を利用者数に応じて配置 ② 本体事業所及びサテライト事業所において、それぞれ単位ごとに常時 1 人以上配置
	機能訓練指導員	本体事業所+サテライト事業所で 1 以上 ※ 提供日ごとに配置の必要はない
◇ 基本的に 1 つの建物内で、2 単位で実施する場合と考え方は同じ。		
2 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、機能訓練室:サテライト事業所定員× 3 m² ・ 事務室、相談室、静養室、トイレ、洗面所 ・ その他提供するサービスに必要な設備 (浴室、脱衣室、台所 等) ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ※ 同一建物の場合や同一敷地内の別建物にある場合は、サテライト事業所ではなく別単位となる。 	

3 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる事業所からの移動時間が原則として 20 分以内を基準とする。 ・ 特別地域加算の該当地域でない場合でも設置可。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。 ✓ 主たる事業所との間で従業員の相互支援が行われる体制が可能な範囲であること。 ・ 指定権者の異なる地域への設置は、一体的な指定・指導が困難であるため原則として認めないものとする。
4 報酬上の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト事業所でサービス提供を受ける利用者は、サテライト事業所の地域区分で算定する。（施設等の区分を計算する際は、本体との合算） ・ サテライト事業所で個別機能訓練加算、中重度ケア体制加算、認知症加算等を算定する場合、本体とは別に、サテライト事業所に所定の職員を配置する必要がある。
5 必要性	<p>地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、サテライト事業所の設置の合理的な理由があること。</p>
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト事業所の利用定員は 18 名以下とし、本体事業所の定員を超えないこと。 ・ 利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術的指導、苦情処理、損害賠償等が一体的に行われており、出張所等のみで行っていないこと。

◆ 通所サービスのサテライト事業所は 1 単位として人員を配置する。

(3) サテライト事業所(出張所等)の名称

サテライト事業所(出張所等)の名称は「本体事業所名〇〇支所（出張所、分室）」等サテライト事業所であることが分かる名称とすること。

(4) サテライト事業所(出張所等)の届出

事前に指定権者に相談のうえ、サテライト事業所(出張所等)を設置する日（毎月 1 日）の前月 15 日までに必要書類を届け出ること。

【必要書類】

- ・ 変更届出書
- ・ 付表
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（主たる事業所と出張所のどちらに配置される従業員か分かるよう、備考欄に記載すること）
- ・ サテライト事業所(出張所等)の平面図
- ・ 運営規程（サテライト事業所(出張所等)の住所等を記入していること）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（※）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（※）
- ・ 加算算定に必要な添付書類（※）

(※) サテライト事業所(出張所等)の加算についての算定開始日は、15 日までに届出があれば翌月からとなります。（期限を過ぎて提出された場合は翌々月から）